

かわさき福寿手帳交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が心身ともに健康で明るい生活を続けていくこと及び高齢者福祉について理解と関心を高めることを目的として発行する福寿手帳の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は次に定めるところによる。

- (1) 満65歳以上の者で市内に居住する者
- (2) 市外に居住する川崎市の介護保険第1号被保険者
- (3) 川崎市長が特に必要と認める者

(交付の方法)

第3条 前条の対象者については、高齢者在宅サービス課、各区役所保険年金課及び高齢・障害課、支所、出張所、その他健康福祉局長が特に必要と認める場所において交付する。

(交付の時期)

第4条 第2条第1号の対象者のなかで、満65歳に到達する者については、誕生日の属する月の末までに送付する。また65歳以上の川崎市への転入者については、転入した月の翌月末までに送付する。

2 同条第2号の対象者については、満65歳に到達する誕生日の属する月末までに送付する。

3 紛失等により再交付を希望する者については、随時、再交付する。

(手帳の内容)

第5条 福寿手帳の内容は、次のとおりとする。

- (1) 福寿手帳について
- (2) 介護保険制度について
- (3) 援助を必要とするとき
- (4) 生きがいのために
- (5) 高齢者の施設について
- (6) 優待の施設について
- (7) お困りのときには

(8) 入場優待証

(手帳の優待)

第6条 第5条第6号に掲載された各施設において、優待する。

附 則

この要綱は、昭和48年8月10日から施行する。

この改正要綱は、昭和49年8月10日から施行する。

この改正要綱は、昭和50年8月10日から施行する。

この改正要綱は、昭和51年8月10日から施行する。

この改正要綱は、昭和58年8月10日から施行する。

この改正要綱は、昭和59年8月10日から施行する。

この改正要綱は、平成3年6月10日から施行する。

この改正要綱は、平成5年9月1日から施行する。

この改正要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成9年10月1日から施行する。

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成28年10月1日から施行する。

この改正要綱は、令和7年1月1日から施行する。